

学科教本 統合版 改訂表 (令和8・9・1改訂版 対応)

『Pick up **ピックアップ** こんな信号や交差点もあります』中『③』を

P.27

『歩車分離式信号・スクランブル式交差点』に変更し、本文を変更します。また、イラストを追加します。

③ 歩車分離式信号・スクランブル式交差点

歩行者用信号と車両用信号の青信号を完全に分けて交通整理をする信号・交差点です。信号の切り替わりサイクルに注意が必要です。



『34. 許可車両専用』及び

P.34

『35. 許可車両(組合せ)専用』の標識を変更します。

『(1) 規制速度』の欄外に

P.82

『**ちょっと注目**』を追加します。

34. 許可車両専用

標示板に示された車で、道路管理者の許可を受けた車が停留することができる施設であることを示しています。



(路線バス、貸切バスなど)



(タクシー)



(トラック)

(325の5-A～C)

35. 許可車両(組合せ)専用



標示板に示された車で、道路管理者の許可を受けた車が停留することができる施設であることを示します。

(325の6)

ちょっと注目

ゾーン30とは…

区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施し、車の走行速度や通り抜けなどを抑制するものです。

区域内は、近くに標識が見当たらなくても30km/h規制ですので、入口・出口の標識・標示を見落とさないようにしましょう。



(2) 法定速度

標識や標示によって最高速度が指定されていない道路(高速自動車国道を除く。)では、車の種類や道路形態によって定められている最高速度(法定速度)をこえて運転してはいけません。

区分 (車の種類)			道路 ①	道路 ②
自動車	 おおがたじょうようじどうしゃ 大型乗用自動車	 おおがたかもつじどうしゃ 大型貨物自動車	 ちゅうがたじょうようじどうしゃ 中型乗用自動車	
	 ちゅうがたかもつじどうしゃ 中型貨物自動車	 じゅんちゅうがたじどうしゃ 準中型自動車	 ふつうじどうしゃ 普通自動車	
	 そうはいきりょう 総排気量660cc以下の ふつうじどうしゃ 普通自動車	 ミニカー*3	 おおがたとくしゅじどうしゃ 大型特殊自動車	
	 いんじどうしゃ けん引自動車	 おおがたじどうにりんしゃ 大型自動二輪車	 ふつうじどうにりんしゃ 普通自動二輪車	
	 いっぱんげんどうきつきじてんしゃ 一般原動機付自転車			
			60 ^{*1} km/h	30 ^{*2} km/h
				30 km/h

***1**
中央線又は車両通行帯がある道路や、柵などで往復の方向別に分離されている道路での法定速度。

***2**
***1**以外の地域住民に利用されるような、いわゆる生活道路での法定速度。

***3**
ミニカー…
総排気量50cc以下
または定格出力0.60kw
以下の原動機を有する
普通自動車をいいます。

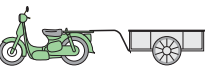
※高速道路での法定速度についてはP.317を参照してください。

『Pick up **ピックアップ** 他の車をけん引するときの法定速度』の本文を変更し、表中の『40km/h』の欄に『*4』
P.83 『30km/h』『25km/h』の欄に『*5』を追加します。また欄外に『*4』『*5』を追加します。

Pick up **ピックアップ**

他たの車くるまをけん引いんするときの法定速度ほうていそくど

原動機付自転車げんどうきつきじてんしゃなどで他たの車くるまをけん引いんする場合ばあいや、故障車こしょうしゃなどをクレーンやロープなどでけん引する場合の法定速度はつぎの表の通りです。

車 しゃ 両 りょう 総重量 そうじゅうりょう 2,000kg以下 い か こしょうしゃ の故障車 こしょうしゃ などを、その3倍以上 ばいはいじょう の車 しゃ 両 りょう 総重量 そうじゅうりょう の車 くるま でけん引 いん するとき		40km/h *4
上欄 じょうらん 、下欄 からん 以外 いがい の場合 ばあい で、故障車 こしょうしゃ などをけん引 いん するとき		30km/h *5
総排気量 そうはいきりょう 125cc以下 い か ていかくしゅつりよく または定格出力 ていかくしゅつりよく 1.00kw以下の普通自動二輪車 ふつじどうにりんしゃ や一般原動機付自転車 いっぱんげんどうきつきじてんしゃ で、他 た の車 くるま をけん引 いん するとき		25km/h *5

*4
上表の道路②では、標識などによって30km/hをこえる最高速度が指定されている場合は、40km/hをこえて運転してはいけません。

*5
標識などによって法定速度をこえる最高速度が指定されている場合でも、法定速度をこえて運転してはいけません。

P.95 『1 自転車などへの思いやり』の本文を変更し、欄外に『*1』を追加します。

特定小型原動機付自転車や自転車*1は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です(車道通行の例外については、50ページ参照)。また、自転車道のあるところでは、自転車道を通行します。車の運転者は、車道を走行する自転車などに注意し、自転車などが安全に通行できるように思いやりのある運転をしなければなりません。

*1
以下このページでは自転車などといいます。

P.95 『2 自転車などのそばを通るとき』の本文を変更し、欄外に『 ちょっと注目』を追加します。

- ① 追越しのため自転車などのそばを通るときは、それらのふらつきなどを予想し、安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。
- ② 追抜きのため自転車などの右側を通過するときで、それらとの間に十分な間隔がないときは、間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。
- ③ 交差点では、自転車などとの衝突や巻き込みなどに十分注意するとともに、それらの動きを確認しながら通行しましょう。



ちょっと注目

通行方法の目安...

「十分な間隔」は少なくとも1m程度、
「間隔に応じた安全な速度」は20～30km/h程度が目安とされていますが、具体的な走行状況や道路状況、交通状況等により異なります。

くるまは、じてんしゃおうだんたいに近づいたときは、おうだんほどうに近づいたときと同
 様*2に、じてんしゃが安全に横断できるようにしなければなりません。

*2

P.93、94を参照。

こうれいほこうしゃばあいくるまちよくせんちよくごおうだん
 高齢の歩行者の場合は、車の直前または直後を横断しているときに事故が
 おおおお多く起こっています。また、おもおも思わぬタイミングで横断してくることもあるの
 で、つうかめはなちゅうい
 で、通過するまで目を離さないなど注意しましょう。

『 **Pick up** **ピックアップ** 無免許運転の例 』の欄外に『 **ちょっと注目** 』を追加します。

ちょっと注目
 自動車の旧区分による誤
 った情報や、見た目からの
 思い込みで運転すると、無
 免許運転となるおそれがあ
 ります。運転前に車検証を
 確認し、自分が運転できる
 車か乗車定員や車両重量
 などを確かめましょう。
 各車種の区分はP.126を
 参照。

ページ中『*1～*5』をそれぞれ1つずつ繰り下げます。

『2 運転免許証等の有効期間 (1)』の本文1～2行目『適性試験を受けた日』及び

P.129 『3 運転免許証等の更新など (1)』の図中『適性試験合格日』に『*1』を追加し、欄外に『*1』を追加します。

2 運転免許証等の有効期間

(1) 新規免許証等の有効期間

新しく免許を取得した場合の運転免許証等の有効期間は、適性試験を受けた日*1の後の3回目の誕生日から1ヵ月が経過する日までの期間です。

(2) 更新された免許証等の有効期間

更新された後の運転免許証等の有効期間は、つぎの表の「有効期間の末日」までの期間です。(更新日などの年齢により、4つに分けられます。)

区 分	年 齢	有 効 期 間 の 末 日
優良運転者 *2	70歳未満	更新前の免許証等の有効期間が満了した後の5回目の誕生日から1ヵ月が経過する日
おおよび 一般運転者 *3	70歳	更新前の免許証等の有効期間が満了した後の4回目の誕生日から1ヵ月が経過する日
	71歳以上	更新前の免許証等の有効期間が満了した後の3回目の誕生日から1ヵ月が経過する日
違反運転者等 *4		更新前の免許証等の有効期間が満了した後の3回目の誕生日から1ヵ月が経過する日

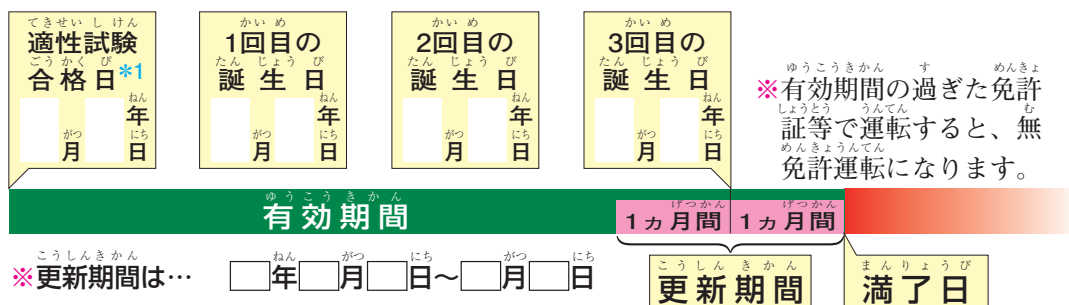
*表中の年齢は、更新期間の開始日の年齢をさします。

3 運転免許証等の更新など

(1) 運転免許証等の更新と定期検査

免許証等の有効期間が満了した後も、引き続き免許を受けたい場合には、運転免許証等の更新を受けなければなりません。

免許証等の更新を受けようとする人は、有効期間が満了する日*5の2ヵ月前から有効期間が満了する日までの間(更新期間といいます。満了する日が土曜、日曜、休日の場合は、その翌日までの間)に、住所地の公安委員会*6が行う自動車などの運転についての適性検査を受けなければなりません。



*更新期間は… 年 月 日～ 月 日

法95の6
令33の7

*1 18歳未満で運転免許試験に合格した人は18歳の誕生日と読み変えます。

*2 優良運転者とは… 免許を受けていた期間が5年以上あり、更新前の過去5年間、無違反だったなどの条件を満たした人をいいます。

*3 一般運転者とは… 優良運転者や違反運転者等以外の人をいいます。

法101
101の2
101の3
105
など

*4 違反運転者等とは… 更新前の過去5年間に違反などの経験がある人(軽微な違反を1回した以外違反のない人を除きます。)または、免許を受けていた期間が5年未満の人をいいます。

*5 つぎのような人は… 誕生日が2月29日の人は、うるう年のときは3月29日、うるう年以外のときは3月28日が満了日となります。

*6 優良運転者は誕生日前(1ヵ月)の間であれば、住所地以外の公安委員会でも免許証等の更新手続が受けられます。

P.130

欄外にP.129の『**ちょっと注目**』を移動します。

ちょっと注目

こくがいうんでんめんきょしょう
国外運転免許証の
有効期間
有効な国外運転免許証を持っていれば、外国(条約加盟国)で運転することができます。
国外運転免許証の有効期間は、発給の日から1年間です。

P.139

『**主な交通違反の点数と反則金の額**』の表中『小特 原付』を『小特 原付等』に変更します。また、『整備不良』を『自動車等整備不良』に変更します。

小特等

自動車等整備不良

P.206

『**(1)前照灯の照射範囲**』の欄外に『**ちょっと注目**』を追加します。

ちょっと注目

ぜんしょうとう うわむ
前照灯の上向きの使用…
歩行者や障害物などの発見の遅れが事故につながります。少しでも早く発見できるように、特に定められた場合以外は上向きで走行しましょう。
下向きを使う場面についてはP.212参照。

P.215

『**(5)深い水たまりの回避**』の欄外に『**ちょっと注目**』を追加します。

ちょっと注目

アンダーパスなどで万が一浸水して動けなくなった場合は、まず、ドアや窓を開けて脱出を試みます。ドアも窓も開かなければ窓を割って脱出しましょう。車の窓は頑丈で簡単には割れないのでレスキューハンマーを備えておくことが大切です。





ちょっと注目

交通事故の際、シートベルトを着用していない場合の致死率は、着用している場合の約3倍になるといわれています。



ちょっと注目

後部座席のシートベルト着用率は約半数にとどまっており、運転席・助手席の着用率に比べ大きく下回っています。しかし、後部座席の危険性は運転席や助手席と変わりません。大切な同乗者の命を守るためシートベルトを必ず着用させましょう。

Pick up**ピックアップ****ガソリンの給油について**

運転者が自分で給油作業を行うセルフ式スタンドを利用するときは、次のことに注意します。

- 給油口の左右を間違えないよう給油レーンに進入する。
- 給油中はタバコなどの火気を近づけない。
- 油種を間違えないようにする。***1**
- 二輪車は、オートストッパーが動作しないことがあるため、燃料があふれることのないよう、給油レバーをゆっくり操作し、給油口を覗いて液面を確認しながら入れ過ぎないように注意する。

***1**

油種は、車両の取扱説明書に記載されています。また、給油口のふたなどに表示されている場合もあります。わからない場合は、ガソリンスタンドの従業員に確認しましょう。



ちょっと注目

応急用タイヤを搭載
せず、空気が抜けた
状態でも、一定の
距離を走行できる構
造のタイヤ（ランフラッ
トタイヤ）を装着した
車もあります。

また、パンク応急修
理キットを搭載してあ
る車も増えています。
その場合は、取扱説
明書に従って措置を
し、また定められた走
行速度などの注意点
を守りながら、修理
工場まで移動してタイ
ヤの交換、修理を行
います。

Pick up

ピックアップ

こどもの車内放置禁止と事故・火災の防止

車内に置き去りにされたこどもの熱中症事故が毎年発生しており、命を落とす悲しい結果
になったケースもあります。日中の車内温度は50℃を超えることもあり、エンジン停止からわず
か10数分程度で熱中症の危険が高まるとわれています。短時間であっても、こどもや高齢者、
ペットを車内に残してはいけません。また、車内に一人で残されたこどもを見かけた場合は、速
やかに警察や児童相談所に通報しましょう。

さらに、モバイルバッテリー・ライター・スプレー缶・乾電池などは、高温による破裂や発火の
おそれがあり、ペットボトルやメガネなども火災の原因となることがわかっています。車内に残さ
ないようにしましょう。駐車時にはサンシェードなどを活用し、直射日光を遮ることも大切です。



ちょっと注目

住宅街や生活道路
などでは、車の通り抜
けや騒音を減らし住
環境を改善する目的
でゾーン30が整備され
ている場合があります。

あらかじめこれらの
区域がわかっている場
合はゾーン30を出来る
だけ避けて経路を設計
しましょう。



ちょっと注目

法定速度をこえて
最高速度が指定され
ている場合があります
が、必ずその速度で
走行しなければならない
というわけではあり
ません。

その速度を上限と
して安全な速度で走
行しましょう。